

伊野税務署からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の申告と納税

申告と納税の期限

所得税及び
復興特別所得税・贈与税

3月15日(火)

個人事業者の消費税及び
地方消費税

3月31日(木)

毎年、期限間近になると税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はできるだけご自分で作成して、お早めに提出してください。

なお、伊野税務署においては、2月16日（火）から2月29日（月）の間は、贈与税・譲渡所得の担当職員が従事しておりませんので、申告の記載方法などに不明な点がある方は、3月1日（火）から3月15日（火）の間にお越しください。

確定申告書等作成コーナーで申告書作成

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って該当項目を入力することにより、所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書は、直接、電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷して郵送などで税務署に提出することができます。

また、**給与所得者又は公的年金所得の方向け**の申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作がしやすい画面となっていますので是非ご利用ください。

作成コーナーの操作に関する問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（☎0570-01-5901）にお尋ねください。【受付】月～金曜日（土、日、祝日を除く。）

振替納税をご利用ください

振替納税は、金融機関の預貯金口座から納税額が自動的に引き落とされる便利な制度です。

ご利用開始に当たっては、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税の申告期限までに提出してください。

振替納付日

所得税及び復興特別所得税

4月20日(水)

消費税及び地方消費税

4月25日(月)

問い合わせ 国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

◆電話による問い合わせについて◆

確定申告に関する一般的な相談については、3月15日（火）まで「確定申告電話相談センター」（☎893-1121）で承ります。自動音声案内が流れますので、案内番号「0」を選択してください。